

定款施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人「敬尚会」定款（以下「定款」という。）第44条に基づき、同定款の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(理事長の専決事項)

第2条 定款(理事会)第24条第1項に規定する理事長が専決できる日常軽易な業務とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設長等の任免その他重要な人事を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除、効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借り入れに係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等で金額が250万円以下のもの
 - ウ 食料品・物品等の購入で金額が160万円以下のもの
 - エ 緊急を要する物品の購入等で金額が250万円以下のもの
 - オ 工事又は製造の請負で金額が250万円以下のもの
 - カ その他の契約については、100万円以下のもの
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分で次に掲げるもののうち、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - ア 取得金額が250万円以下の固定資産・物品の取得
 - イ 取得金額が250万円以下の構築物の取得
 - ウ 電話加入権の取得
 - エ 支出金額が100万円以下の固定資産・物品の改良等
 - オ 残存価格が取得価格の10%以下となった固定資産・物品で処分金額が50万円以下のものの処分
 - カ 残存価格が取得価格の10%以下となった構築物で処分金額が50万円以下の処分
- (7) 損傷その他の理由により不用となった物品又は修理を加えても使用に堪えない物品で次に掲げるものの売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産は除く。
 - ア 売却価格（下取り価格を含む。）が50万円以下のもの
 - イ 減価償却後の残存価格が50万円以下のもの

- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 入所者の預り金で日常の管理に関すること
- (11) 100万円以下の寄附金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、寄附金の募集に関する事項は専決できない。

附 則

この社会福祉法人敬尚会定款施行細則は、平成14年3月19日から施行する。

平成18年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正